

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達件名 大阪大学特定建築物等定期報告業務
(詳細は業務委託仕様書のとおり)
- (2) 業務期間 契約日～令和6年2月29日
- (3) 業務位置 詳細は業務委託仕様書のとおり

2. 見積参加資格

以下の(1)及び(2)を満たしていること。

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規程に該当しない者であること。
- (2) 平成20年度以降に、元請として完了した建築基準法第12条第1項の規定に基づく特定建築物等定期調査並びに定期調査報告書及び定期調査報告概要書の作成業務の実績を有すること(契約書等の証明書類を提出のこと)。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学 施設部企画課施設経理係
電話06-6879-7116
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)にて交付します。またインターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和5年5月31日 17時00分
見積書は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に調達件名、氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び提出期限日を明記して下さい。なお、ファクシミリ、電子メール、電報、電話その他の方法による見積は認めておりません。

4. その他

(1) 契約保証金 免除

ただし落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を本学に支払わなければならない。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

業務委託仕様書

業務名称 大阪大学特定建築物等定期報告業務

令和5年4月

大阪大学施設部					
部長	課長	課長補佐	係長	主任	係員
				 	 

業 務 委 託 仕 様 書

1. 業務名称 大阪大学特定建築物等定期報告業務

2. 業務位置

■定期報告

豊中団地	大阪府豊中市待兼山町1-1
吹田1団地	大阪府吹田市山田丘2-1
吹田2団地	大阪府吹田市山田丘1-1
箕面団地	大阪府箕面市船場東3-5-10
中之島団地	大阪府大阪市北区中之島4-3-53
宮山1団地	大阪府豊中市宮山町3-24-1
山田団地	大阪府吹田市五月が丘北2-9
津雲台2団地	大阪府吹田市津雲台3丁目

■建築物外壁診断調査

吹田1団地	大阪府吹田市山田丘2-1
-------	--------------

3. 業務完了期限 令和6年2月29日(木)

4. 業務費の支払い 業務完了確認後、1回に支払うものとし、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

5. 業務対象

■定期報告

別紙1及び配置図による。

■建築物外壁診断調査

別紙2及び配置図による。

6. 業務内容(受注者は、本業務委託仕様書及び「8. 特記事項(3)その他 ⑩参考文献」に基づき業務を実施すること。)

■定期報告

(1) 建築基準法第12条第1項の規定に基づく特定建築物定期調査並びに定期調査報告書及び定期調査報告概要書の作成を行う。ただし、建築物定期調査項目番号2.(11)「外装仕上げ材等」の打診調査については、下記による。

・建築物外壁診断調査(本業務内)対象の建物

本業務内の建築物外壁診断調査より得られた結果に基づくものとする。

・建築物外壁診断調査(本業務内)対象外の建物

過去の建築物外壁診断調査より得られた結果に基づくものとする。

(2) 建築基準法第12条第3項の規定に基づく建築設備定期検査、防火設備定期検

査、並びに定期検査報告書及び定期検査報告概要書の作成を行う。建築設備定期検査、防火設備定期検査の検査仕様は別紙3による。

- (3) 上記(1)及び(2)にかかる報告書及び報告概要書については、「8. 特記事項(2) 提供資料等」の内容を反映して作成し、(財)大阪建築防災センターへ提出する。
- (4) (財)大阪建築防災センターへ提出する団地毎の調査結果とは別に、棟毎に調査結果をまとめた報告書の作成を行う。

■建築物外壁診断調査

- (5) 建物外壁面のタイル等の劣化及び損傷の調査【建築物外壁診断予備調査及び建築物外壁診断本調査(外観目視法・赤外線装置法・部分打診法の診断方法を併用した全面外壁診断)】並びに業務報告書等の作成業務を実施する。

7. 提出書類

■定期報告

- (1) 次の書類を発注者へ提出する。

・定期報告業務計画書	1部
・定期報告業務写真	1部
・定期報告業務記録	1部
・建築物調査報告書	3部
・建築設備検査報告書※	3部
・防火設備検査報告書※	3部
・定期調査報告概要書	2部
・定期検査報告概要書(建築設備(昇降機を除く。))	2部
・定期検査報告概要書(防火設備)	2部
・「6. 業務内容(4)」の棟毎にまとめた報告書	1部
・※における不具合箇所の棟毎にまとめた報告書(速報)	1部
・上記提出書類データ	

- (2) 上記提出書類の内、次の書類を(財)大阪建築防災センターに提出する。但し、大阪大学が別途発注により実施する「8. 特記事項(2) 提供資料等」の医学部附属病院建築設備検査報告書及び医学部附属病院防火設備検査報告書についても次の書類と合わせて提出する。

・建築物調査報告書	2部
・建築設備検査報告書	2部
・防火設備検査報告書	2部
・定期調査報告概要書	1部
・定期検査報告概要書(建築設備(昇降機を除く。))	1部
・定期検査報告概要書(防火設備)	1部

■建築物外壁診断調査

- (3) 次の書類を発注者へ提出する。

・建築物外壁診断調査業務計画書	1部
・建築物外壁診断調査業務写真	1部

- ・建築物外壁診断調査業務記録 1部
- ・建築物外壁診断調査報告書 1部
- ・上記提出書類データ

8. 特記事項

(1) 留意事項

- ・本業務における調査作業等については、本学の運営や行事を考慮した作業計画を立て、発注者と事前に十分な協議を行うこと。
- ・「7. 提出書類」の作成にあたっては、記載事項について発注者と協議・確認を行うこと。
- ・「7. 提出書類(1)」における「※における不具合箇所の棟毎にまとめた報告書(速報)」については、令和5年12月22日(金)までに、発注者へ提出すること。
- ・「7. 提出書類(2)」の各報告書及び報告概要書については、令和5年11月17日(金)までに発注者へ提出すること。その後、発注者の承認(確認期間2週間程度)を受け、令和5年12月15日(金)までに(財)大阪建築防災センターへ提出すること。
- ・受注者(業務責任者及び業務担当者を含む)は、業務に関連して知り得た知識・情報及びその他の権利(法的権利を含む)又は個人の情報等について、他に漏洩してはならない。
- ・受注者は、業務の実施に当たり、故意又は過失により発注者の管理する財産に損害を与えた時は、原状回復すべきものとする。
- ・本学施設等に緊急性のある不良・異常等を発見した場合は、監督職員に報告し協議すること。
- ・本業務委託仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

(2) 提供資料等

- ・建築当時の設計図書、各建物平面図単線データ(CAD(HOC・JWW形式)ファイルもしくはPDFファイル)。
- ・大阪大学が別途発注により実施する医学部附属病院建築設備検査報告書、医学部附属病院防火設備検査報告書、建築物外壁診断調査報告書及びその他定期報告書作成に必要な各種点検記録。
- ・前年度報告書

(3) その他

① 業務責任者

- ・受注者は業務責任者を定め発注者の承諾を受ける。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。
- ・業務責任者は、定期調査有資格者及び定期検査有資格者かつ定期報告実務講習会を受講した者であること。
- ・業務責任者もしくは業務担当者において、一級建築士又は赤外線建物診断技能師の資格を有する者を含むこと。
- ・業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。
- ・業務責任者は、業務担当者に作業内容及び発注者の指示事項等を伝え、そ

の周知徹底を図る。

② 定期報告業務計画書及び建築物外壁診断調査業務計画書

- ・業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ・全体工程案についてはすみやかに作成し、発注者に提出すること。特定建築物定期調査、建築設備定期検査、防火設備定期検査の実施時期は原則8月から9月の間とする。

※その他の月の実施は発注者との協議による。

③ 定期報告業務記録及び建築物外壁診断調査業務記録

- ・発注者と協議した結果について記録を提出する。

④ 建築物外壁診断予備調査

- ・事前に現地予備調査を行い、日射状況、赤外線装置により調査できない部分、赤外線カメラの設置位置、伸縮目地・換気孔・雨樋等の位置、壁面の汚れ及び色彩の不連続箇所等を確認し、発注者に報告すること。

⑤ 建築物外壁診断本調査

I. 外観目視法

- ・外観目視により外壁の剥落、欠損、白華現象、ひび割れ、錆水の付着、ふくれ、浮き、汚れ、水濡れ、その他について調査すること。

II. 赤外線装置法

- ・赤外線装置によりタイル等の浮きの有無や程度等について調査すること。

III. 部分打診法

- ・下記の箇所について手の届く部分について部分打診を行い、外壁の浮きの有無や程度等について調査すること。
 - a) 赤外線装置法による調査結果が健全と判断された部分を各壁面で1箇所（約1㎡程度）
 - b) 赤外線装置法による調査結果が浮きと判断された部分を各壁面で1箇所（約1㎡程度）
 - c) 特にタイルまたはモルタルの剥離の可能性が大きいと思われる開口部周辺、笠木及び窓台等の他の材質に接している部分、出隅部分・パラペット上端・庇及び窓台部分、コンクリート打継部及びエキスパンションジョイント部周辺の概ね1m以内
 - d) 赤外線装置法で測定できない部分や、測定上誤差を生じる恐れのある部位について外観目視により異常の認められた部分、欠損または剥落したタイル、モルタルの周辺、ひび割れ部の両側、白華部及びその上部、錆の流出部及びその上部概ね1m以内

⑥ 建築物外壁診断調査報告書

I. 建物概要

- ・建築年、構造、階数、外壁材等

II. 調査結果

- ・調査概要、調査方法、調査者、調査日時、調査に使用した器具、調査できた範囲と調査できなかった範囲、調査できなかった理由、調査結果図（浮

き部・健全部・調査できない部分、浮き面積、浮き率等を記入)、熱画像写真、可視画像写真等

Ⅲ.総合所見

・調査により得られた資料に基づき、総合所見を提示する。

⑦ 業務管理

- ・契約図書に適合する業務を完了するために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。
- ・調査診断を行う際、建物使用者や通行者等に危険が及ばぬよう、安全管理には万全を期すこと。また、調査完了に際しては、後片付け及び清掃を行うこと。
- ・施設への立入りに先立ち、発注者の承諾を受けること。
- ・事故発生時には速やかに下記の緊急連絡先に連絡すると共に、発注者の定める様式により報告を行うこと。
 - a. 勤務時間内（平日の8時30分～17時15分）：施設部事務室
 - b. 勤務時間外（休日等）：本部棟警備室

⑧ 服装等

・業務関係者は、名札又は腕章を付けて業務を行う。

⑨ 業務の完了確認

・受注者は「7. 提出書類」に記載の書類を発注者に提出し、完了の確認を受けるものとする。

⑩ 受注範囲

- ・業務に必要な用具及び消耗品並びに業務の実施に必要な電気・ガス・水道等の使用に係る費用等
- ・報告書を（財）大阪建築防災センターに提出する際の支援サービス料

⑪ 参考文献

- ・令和4年度 特定建築物調査者必携
－大阪建築防災センター－
- ・令和4年度 建築設備検査者必携
－大阪建築防災センター－
- ・令和4年度 防火設備検査者必携
－大阪建築防災センター－
- ・特定建築物定期調査業務基準 2021年改訂版
－日本建築防災協会－
- ・防火設備定期検査業務基準
－日本建築防災協会－
- ・建築設備定期検査業務基準書 2016年版・同追補版
－日本建築設備・昇降機センター－
- ・タイル外壁及びモルタル塗り外壁 定期的診断マニュアル（改訂第3版）
－BELCA 診断委員会仕上小委員会 編－

定期報告を要する建物

建築基準法12条第1項の対象建物(特定建築物)

管理部局	団地	棟番号	棟名称	建築年	構造	延面積	備考
病院							
1 歯学部附属病院	吹田2	019	歯学部・同附属病院本館	S57.59.62.H1	R5.S1	10,859㎡	病院部分
	吹田2	078	先端口腔総合診療棟	H19	R4-1	4,813㎡	
2 3 4 5 医学部附属病院	吹田2	045	医学部附属病院病棟	H5.9	R14-1	60,539㎡	
	吹田2	046	医学部附属病院外来・中診棟	H5.7.15	R5-1	41,767㎡	
	吹田2	094	医学部附属病院オンコロジーセンター棟	H27	S5	3,469㎡	
						病院合計	121,447㎡
寄宿舎							
6 7 8 財務部資産管理課ハウジング係	山田	001	吹田留学生会館	S49.60	R3	2,080㎡	
	宮山1	001	清明寮(学生寄宿舎)	S39.40	R4	4,086㎡	
	津雲台2	001	国際学生宿舎	S42	R5-1	2,963㎡	
						寄宿舎合計	9,129㎡
						総合計	130,576㎡

定期報告を要する建物

建築基準法12条第3項の対象建物（建築設備）

管理部局	団地	棟番号	棟名称	建築年	構造	延面積	備考
病院							
1 歯学部附属病院	吹田2	019	歯学部・同附属病院本館	S57.59.62.H1	R5.S1	10,859㎡	病院部分
2	吹田2	078	先端口腔総合診療棟	H19	R4-1	4,813㎡	
病院合計						15,672㎡	
事務所							
3 共創推進部(社会連携課)	中之島	001	中之島センター	H15	S10-2	8,158㎡	
事務所合計						8,158㎡	
寄宿舍							
4	宮山1	001	学生寄宿舍(清明寮)	S39.40	R4	4,086㎡	
5 財務部資産管理課ハウジング係	山田	001	吹田留学生会館	S46.60	R3	2,080㎡	
6	津雲台2	001	国際学生宿舎	S42	R5-1	2,963㎡	
寄宿舍合計						10,954㎡	
総合計						34,784㎡	

※点検仕様は、別紙3による。

定期報告を要する建物

建築基準法12条第3項の対象建物（防火設備）

管理部署	団地	棟番号	棟名称	建築年	構造	延面積	防火扉数量	防火シャッター数量	防火シャッター内訳 (手動) (電動)	耐火クロス スクリーン 数量	備考	
学校												
1		豊中 014	大阪大学会館	S3	R5	4,237㎡	4	3		3		
2	財務部(資産管理課資産運営係)	吹田2 064	コンベンションセンター	H6	R3	3,969㎡	7					
3		豊中 262	文理融合型研究棟	H26	S7	7,374㎡	6	6		6		
4	教育・学生支援部 (学生・キャリア支援課)	豊中 184	豊中福利会館	S52.H24	R4.S4	2,428㎡	5					
5		吹田2 062	体育館	H6	R2	3,105㎡		2		2		
6		吹田2 093	ボプラ通り福利会館(情報科学C棟)	H27	S7	6,567㎡	16					
7	研究推進部(研究推進課総務係)	吹田2 100	共創イノベーション棟	H29	S7	4,560㎡	7	2		2		
8		吹田1 173	産学共創B棟	H8	R5	2,017㎡	5					
9	共創推進部(共創企画課会計係)	吹田1 174	産学共創C棟	H8	R5	1,989㎡	10					
10		吹田1 175	産学共創D棟	H10	R6	4,008㎡	12					
11		吹田1 180	産学共創A棟	H15	R6	4,289㎡	6	6		6		
12		吹田1 203	テクノアライアンスAB棟	H22	S9	12,330㎡	6				3	
13		吹田1 227	テクノアライアンスC棟	H30	S9	4,893㎡	1	1		1		
14	財務部(資産管理課資産総括係)	吹田2 014	大阪大学本部	S55	R4-1	6,991㎡	15					
15		吹田2 072	ICホール	H14	R4-1	2,651㎡	4					
16	サイバーメディアセンター	豊中 245	サイバーメディアセンター豊中教育研究棟	H14	R7-1	7,218㎡	15	17		17		
17		吹田1 091	サイバーメディアセンター本館	S47	R3-1	3,490㎡	3					
18	施設部(建築課)	豊中 203	豊中コモン	S57	R3	1,140㎡	3					
19	免疫学フロンティア研究センター	吹田1 208	IFReC研究棟	H22	R8	6,585㎡	17					
20		豊中 028	全学教育講義C棟	S31.37.39.42.H6.18	R4.S4	5,894㎡	7	10		10		
21	全学教育推進機構	豊中 214	全学教育実験棟 I	S60	R6	3,305㎡	5				豊中214、218同一棟	
22		豊中 218	全学教育実験棟 II	S61	R5	3,528㎡	5				豊中214、218同一棟	
23		豊中 226	全学教育総合棟 I	H4	R5	3,071㎡	10				豊中226、231、237同一棟	
24		豊中 231	全学教育総合棟 II	H6	R5	2,280㎡	5				豊中226、231、237同一棟	
25		豊中 237	全学教育管理・講義A棟	H7	R6	3,969㎡	7	17		17	豊中226、231、237同一棟	
26		豊中 240	全学教育講義B棟	H9.12.19	R3-1	6,833㎡	3	12		12		
27	附属図書館	豊中 047	総合図書館	S35.41.47.H12	R5-1	15,525㎡	14	64		59	5	
28		豊中 048	総合図書館書庫棟	S35.47.56	R5-1	4,297㎡						総合図書館に含む
29		吹田1 079	理工学図書館 西館	S45.H15	R3-1	2,791㎡	6	3		3	7	吹田1 079、160同一棟
30		吹田1 160	理工学図書館 東館	S61	R3	2,423㎡	3					吹田1 079、160同一棟
31		吹田2 047	生命科学図書館	H3	R4	6,481㎡		19		19	8	
32	人文科学研究科 高等司法研究科 法学研究科 経済学研究科 (複数部署管理)	豊中 049	文法経本館	S35.42	R4	10,158㎡	26				5	
33		豊中 167	芸術研究棟	S47.H6	R4.S4	1,438㎡	4					
34		豊中 168	法経講義棟	S47.63	R3.S4	2,000㎡	6	2		2		
35		豊中 208	文法経講義棟	S58	R4	2,037㎡	4					豊中208、221同一棟
36		豊中 221	文日本学棟	S63	R4	772㎡	4					豊中208、221同一棟
37		豊中 241	OSIPP棟	H10.11	R6	3,716㎡	12	1		1		
38		豊中 244	法経研究棟	H12	R7-1	6,816㎡	17	1		1		
39		豊中 252	豊中総合学館	H19	R7	7,298㎡	8					
40	人間科学研究科	吹田2 005	人間科学本館	S50	R5	7,472㎡	19					
41		吹田2 020	人間科学北館	S57	R5	1,541㎡	5					
42		吹田2 070	人間科学東館	H10	R5	4,346㎡	4	9			9	
43	理学研究科	豊中 152	理学本館(A・B・C・D棟)	S38.40.41.43.H21.23	R5.R1	20,070㎡	40	15		15		
44		豊中 183	理学E棟	S52	R5	3,209㎡	5					
45		豊中 210	RI総合センター分館	S59.H6	R4	2,139㎡	5					
46		豊中 233	理学F棟	H7.10	R7.R6	5,729㎡	62	2		2		
47		豊中 243	理学G棟	H12	R7-1	7,485㎡						理学F棟に含む
48		豊中 246	理学H棟	H15	R7-1	9,937㎡						理学F棟に含む
49		豊中 266	教育研究交流棟(理学J棟)	H29	R5	3,112㎡	5	2		2		
50	保健学科	吹田2 065	保健学北棟・南棟・中央棟・講義棟	H8-9	R5-1	13,412㎡	29	22		1	21	
51		吹田2 098	ポーターレスデザイン医学研究センター	H28	R3	1,177㎡	3					
52	歯学研究科・同附属病院	吹田2 077	口腔科学研究棟	H19	R5-1	5,854㎡	12					
53	薬学研究科	吹田2 001	薬学1号館	S49	R5	9,485㎡	10					
54		吹田2 066	薬学2号館	H8	R5	3,484㎡		9		9		
55		吹田2 106	薬学4号館	R4	S4	3,389㎡	9	2		2	2	

管理部署	団地	棟番号	棟名称	建築年	構造	延面積	防火扉数量	防火シャッター数量	防火シャッター内訳 (手動) (電動)	耐火クロ スクリーン 数量	備考
56		吹田1 049	工学A1棟	S44	R5	3,049㎡	1	5	5		
57		吹田1 050	センテラス	S44.45.H14.28	R1.S7	5,736㎡	6	3	3		(教育・学生支援部)
58		吹田1 051	工学E5棟	S44.48	R3	1,149㎡	3				吹田1 051～057同一棟
59		吹田1 052	E4E5渡り廊下	S44	R3	26㎡					吹田1 051～057同一棟
60		吹田1 053	工学E4棟	S44	R4	2,356㎡	3				吹田1 051～057同一棟
61		吹田1 054	E3E4渡り廊下	S44	R4	39㎡					吹田1 051～057同一棟
62		吹田1 055	工学E3棟	S44	R9	3,591㎡	11				吹田1 051～057同一棟
63		吹田1 056	E2E3渡り廊下	S44	R4	39㎡					吹田1 051～057同一棟
64		吹田1 057	工学E2棟	S44.50.H14.17	R4	2,827㎡	3				吹田1 051～057同一棟
65		吹田1 061	工学P2棟	S44	R4	3,895㎡	4				吹田1 061、062同一棟
66		吹田1 062	工学P1棟	S44	R3	387㎡					吹田1 061、062同一棟
67		吹田1 071	工学M1棟	S45	R8	7,844㎡	9	1	1		
68		吹田1 078	工学S1棟	S45.H17	R9	6,042㎡	8				1
69		吹田1 135	工学AR棟	S55.56	R7	6,037㎡	7				
70		吹田1 141	バイオテクノロジー国際交流棟(1)	S56	R4	1,090㎡	4				(生物工学国際交流センター)
71		吹田1 163	工学M4棟	S63	R5	3,905㎡	5				
72		吹田1 169	工学E6棟	H4.22	R6	5,099㎡	16	2		2	
73	工学研究科	吹田1 170	工学R4棟	H4	R3	1,200㎡	2	1		1	
74		吹田1 177	工学U1W棟	H14	S6-1	5,191㎡	21	13	6	7	
75		吹田1 181	21世紀プラザ	H15	R5-1	3,178㎡	6	4	4		
76		吹田1 182	工学U1E棟	H15	S15-1	11,084㎡	49				
77		吹田1 186	工学F1棟	H17	R4	1,756㎡	6				
78		吹田1 188	工学F2棟	H19	S4	1,230㎡	3				
79		吹田1 201	フォニクスセンター棟	H22	R5	4,990㎡	2				
80		吹田1 217	バイオテクノロジー国際交流棟(2)	H25	R5	3,097㎡	5				(生物工学国際交流センター)
81		吹田1 220	工学M3棟	H26	R5	6,809㎡	5				
82		吹田2 032	RI総合センター本館	S58	R3	2,123㎡	4				吹田2 032、061同一棟
83		吹田2 061	RI総合センター新棟	H6	R3	1,123㎡	3				(RI総合センター)
84		吹田1 015	工学C2棟(1)	S43	R3	1,724㎡	3				
85		吹田1 018	工学C4棟	S43.H18	R6	4,259㎡	6				
86		吹田1 027	工学R2棟	S43	R7	6,218㎡	7	5	5		
87		吹田1 028	工学R1棟	S43.44	R3	2,013㎡	4	4	4		
88		吹田1 184	工学US1棟	H17	R5	2,508㎡	9				
89		吹田1 066	工学U1M棟	S45.46.53	R3	2,042㎡	7				
90		吹田1 088	工学C3棟	S45.H19	R5	1,382㎡	5				
91	基礎工学研究科	豊中 059	基礎工学本館(A・B・C・D・E・F棟)	S37-41.44	R5	29,133㎡	63	12	5	7	1
92		豊中 165	基礎工学G棟	S47	R6	3,468㎡	5				6
93		豊中 185	基礎工学H棟	S52	R5	1,201㎡	10				
94		豊中 228	基礎工学I棟	H4	R5	1,951㎡	5				
95		豊中 242	基礎工学J棟	H11	R7-1	6,376㎡	8				
96	人文学研究科 (豊中事務部契約係)	豊中 190	言語文化B棟	S54	R4	3,650㎡	12				
97		豊中 229	言語文化A棟	H6	R6	2,901㎡	6				
98	人文学研究科 (箕面事務部契約係)	箕面 001	外国学研究講義棟	R3	SRC10	24,897㎡	71	4		4	
99		吹田2 074	情報科学A棟	H16	R6	5,751㎡	18	17	17		
100	情報科学研究科	吹田2 082	情報科学B棟	H20	S7-1	6,599㎡	16				
101		吹田2 093	情報科学C棟(ボプラ通り福利会館)	H27	S7	6,567㎡					ボプラ通り福利会館に含む
102	生命機能研究科	吹田2 026	生命機能B棟	S59	R3	2,399㎡		3		3	吹田2 026～028同一棟
103		吹田2 027	生命機能C棟	S59.60	R3	1,062㎡					吹田2 026～028同一棟
104		吹田2 028	生命機能A棟	S60.H21	R3	1,393㎡	3	3	3		吹田2 026～028同一棟
105		吹田2 073	生命機能ナノバイオロジー棟	H15	R8	8,186㎡	32				
106		吹田2 088	生命システム棟	H26	S10	8,095㎡	11				
107		吹田1 008	微研本館(1)(2)	S42	R7	6,397㎡	10				
108		吹田1 123	微研感染動物実験B棟	S53	R4	1,425㎡	4				
109	微生物病研究所	吹田1 128	微研北館	S54	R3	1,252㎡	3				
110		吹田1 152	微研感染症共同実験室	S58	R4	550㎡	3				
111		吹田1 216	最先端感染症研究棟	H25	S9	7,448㎡	17				
112	産業科学研究科	吹田1 036	産研第1研究棟	S43	R5	10,955㎡	31				5
113		吹田1 122	産研ライナック棟	S53	R2-2	3,013㎡	1				
114		吹田1 153	産研総合解析センター	S58	R3	969㎡	3				
115		吹田1 176	産研第2研究棟	H13	R6-1	6,716㎡	29				
116		吹田1 179	ナノテクノロジー総合研究棟	H15	R6	6,254㎡	36	1	1		
117		吹田1 199	ナノテクノロジーキューベーション棟	H21	S5-1	5,091㎡	12				
118	蛋白質研究所	吹田1 092	蛋白研本館	S47	R9	7,854㎡	9				
119		吹田1 137	蛋白研構造解析研究棟	S55	R4	1,485㎡	3	1	1		
120	社会経済研究所	吹田1 126	社研A棟	S53	R5	2,010㎡	5				
121		吹田1 161	社研B棟	S62	R4	986㎡	4				
122		吹田1 111	接合研実験研究棟	S50.55	R6	4,745㎡	12				
123	接合科学研究科	吹田1 134	接合研多次元造形研究センター2号館	S55	R3	1,754㎡	3				
124		吹田1 162	接合研多次元造形研究センター1号館	S62	R3	900㎡	3				

管理部署	団地	棟番号	棟名称	建築年	構造	延面積	防火扉数量	防火シャッター数量	防火シャッター内訳 (手動) (電動)	耐火クロススクリーン 数量	備考	
125 総合学術博物館 (共創推進部博物館・適塾記念センター事務室会計係)	豊中	118	待兼山修学館	S6	R3	2,378㎡	7	5	5			
126 キャンパスライフ健康支援センター	豊中	212	健康体育研究棟	S59	R3	1,575㎡	3					
127 核物理研究センター	吹田1	097	核物理研AVFサイクロترون棟	S47.50	R3-1	4,878㎡	3	1	1			
	吹田1	110	核物理研本館	S49	R6	3,458㎡	6	1	1			
	吹田1	165	核物理研リングサイクロترون棟(1)	H2	R3	4,904㎡					吹田1 165、166同一棟	
	吹田1	166	核物理研リングサイクロترون棟(2)	H2	R3-1	2,455㎡	3				吹田1 165、166同一棟	
131 レーザー科学研究所	吹田1	125	レーザー研研究棟	S53.55.60	R4-1	4,504㎡	11					
	吹田1	143	超伝導フォトニクス実験棟	S56	R3	547㎡	3					
	吹田1	145	超大型レーザー実験棟	S58	R4	15,627㎡	29					
	吹田1	149	レーザー研ベレット棟	S58	R5-1	1,183㎡	4					
学校合計							1240	313	184	129	44	
事務所												
135 共創推進部(社会連携課)	中之島	001	中之島センター	H15	S10-2	8,158㎡	3	8	8			
事務所合計							3	8	8			
病院												
136 歯学部附属病院	吹田2	019	歯学部・同附属病院本館	S57.59.62.H1.16.25	R5.S1	26,485㎡	71	9	9	16		
137	吹田2	078	先端口腔総合診療棟	H19	R4-1	4,813㎡	12					
病院合計							83	9	9	16		
寄宿舍												
138	山田	001	吹田留学生会館	S49.60	R3	2,080㎡	3					
139 財務部資産管理課ハウジング係	宮山1	001	清明寮(学生寄宿舍)	S39.40	R4	4,086㎡	16					
140	津葉台2	001	国際学生宿舎	S42	R5-1	2,963㎡	20					
寄宿舍合計							39					
総合計							1365	330	184	146	60	

※点検仕様は、別紙3による。

建築物外壁診断調査 対象建物

	用途	団地	棟番号	棟名称	建築年	構造	延床面積(m ²)	備考
1	学校	吹田1	173	産学共創B棟	H8	R5	2,017	
2	学校	吹田1	174	産学共創C棟	H8	R5	1,989	
3	学校	吹田1	175	産学共創D棟	H10	R6	4,008	

建築基準法第12条第3項の規定に基づき毎年行う建築設備(換気設備、排煙設備、非常用の照明装置)の検査仕様

- ・建築設備の検査仕様は参考資料であり、法に基づき設備の有無を確認すること。
 - ・以下の表における「番号」は、国土交通省告示第285号に定められている点検項目に対応している。
- ※1. 3年にわたって検査を行ってもよいとされている国土交通告示285号に定められる項目に関して、令和3年度及び令和4年度に検査を行っていない建築設備について検査を行うこと。

吹田2団地：歯学部・同附属病院本館、先端口腔総合診療棟

1. 機械換気設備

- (1)法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室
(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)

番号	検査項目	検査
(1)～(8)	換気設備の外観	要
(9)～(11)	換気設備の性能(※1)	要
(12)～(16)	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	要
(17)～(22)	空気調和設備の性能(※1)	要

- (2)換気設備を設けるべき調理室等

番号	検査項目	検査
(1)～(8)	自然換気設備及び機械換気設備	要
(9)	自然換気設備	要
(10)～(13)	機械換気設備	要

- (3)法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等

番号	検査項目	検査
(1)～(9)	防火ダンパー等	要

2. 機械排煙設備

- (1)令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー、令第126条の2項第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)～(5)	排煙機の外観	要
(6)～(10)	排煙機の性能	要
(11)～(15)	機械排煙設備排煙口の外観	要
(16)～(17)	機械排煙設備排煙口の性能	要
(18)～(20)	機械排煙設備排煙口の性能(※1)	要
(21)～(25)	機械排煙設備の排煙風道	要
(26)～(31)	防火ダンパー	要
(32)～(36)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	不要
(37)～(39)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	不要
(40)～(43)	特殊な構造の排煙設備の給気風道	不要
(44)～(45)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	不要
(46)～(49)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	不要
(50)～(52)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	不要

(2) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー

番号	検査項目	検査
(1)～(2)	令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	不要
(3)～(32)	加圧防排煙設備	不要

(3) 令第126条の2第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)～(6)	可動防煙壁	要

(4) 予備電源

番号	検査項目	検査
(1)～(12)	自家用発電装置の状況	要
(13)～(17)	自家用発電装置の性能	要
(18)～(25)	直結エンジンの外観	不要
(26)～(27)	直結エンジンの性能	不要

3. 非常用の照明装置

(1) 照明器具

番号	検査項目	検査
(1)	非常用の照明器具	要

(2) 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)～(2)	予備電源	要
(3)	照度	要
(4)	分電盤	要
(5)	配線	要

(3) 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)～(4)	配線	要
(5)～(6)	切替回路	要

(4) 電池内蔵形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)～(2)	配線及び充電ランプ	要

(5) 電源別置形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)～(3)	蓄電池室の状況	要
(4)～(6)	蓄電池の性能	要
(7)～(8)	充電器	要

(6) 自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)～(12)	自家用発電装置の状況	要
(13)～(17)	自家用発電装置の性能	要

中之島団地:中之島センター

1. 機械換気設備

(1) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室
(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)

番号	検査項目	検査
(1)～(8)	換気設備の外観	要
(9)～(11)	換気設備の性能(※1)	要
(12)～(16)	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	不要
(17)～(22)	空気調和設備の性能	不要

(2) 換気設備を設けるべき調理室等

番号	検査項目	検査
(1)～(8)	自然換気設備及び機械換気設備	要
-9	自然換気設備	不要
(10)～(13)	機械換気設備	要

(3) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等

番号	検査項目	検査
(1)～(9)	防火ダンパー等	要

2. 機械排煙設備

(1) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)～(5)	排煙機の外観	要
(6)～(10)	排煙機の性能	要
(11)～(15)	機械排煙設備排煙口の外観	要
(16)～(17)	機械排煙設備排煙口の性能	要
(18)～(20)	機械排煙設備排煙口の性能(※1)	要
(21)～(25)	機械排煙設備の排煙風道	要
(26)～(31)	防火ダンパー	要
(32)～(36)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	不要
(37)～(39)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	不要
(40)～(43)	特殊な構造の排煙設備の給気風道	不要
(44)～(45)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	不要
(46)～(49)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	不要
(50)～(52)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	不要

(2) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー

番号	検査項目	検査
(1)～(2)	令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	要
(3)～(32)	加圧防排煙設備	不要

(3) 令第126条の2第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)～(6)	可動防煙壁	不要

(4) 予備電源

番号	検査項目	検査
(1)～(12)	自家用発電装置の状況	不要
(13)～(17)	自家用発電装置の性能	不要
(18)～(25)	直結エンジンの外観	不要
(26)～(27)	直結エンジンの性能	不要

3. 非常用の照明装置

(1) 照明器具

番号	検査項目	検査
(1)	非常用の照明器具	要

(2) 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)～(2)	予備電源	要
(3)	照度	要
(4)	分電盤	要
(5)	配線	要

(3) 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)～(4)	配線	要
(5)～(6)	切替回路	要

(4) 電池内蔵形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)～(2)	配線及び充電ランプ	要

(5) 電源別置形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)～(3)	蓄電池室の状況	要
(4)～(6)	蓄電池の性能	要
(7)～(8)	充電器	要

(6) 自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)～(12)	自家用発電装置の状況	不要
(13)～(17)	自家用発電装置の性能	不要

山田団地:吹田留学生会館

1. 機械換気設備

(1) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室
(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)

番号	検査項目	検査
(1)～(8)	換気設備の外観	不要
(9)～(11)	換気設備の性能	不要
(12)～(16)	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	不要
(17)～(22)	空気調和設備の性能	不要

(2) 換気設備を設けるべき調理室等

番号	検査項目	検査
(1)～(8)	自然換気設備及び機械換気設備	要
(9)	自然換気設備	不要
(10)～(13)	機械換気設備	要

(3) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等

番号	検査項目	検査
(1)～(9)	防火ダンパー等	不要

2. 機械排煙設備

(1) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)～(5)	排煙機の外観	不要
(6)～(10)	排煙機の性能	不要
(11)～(15)	機械排煙設備排煙口の外観	不要
(16)～(17)	機械排煙設備排煙口の性能	不要
(18)～(20)	機械排煙設備排煙口の性能(※1)	不要
(21)～(25)	機械排煙設備の排煙風道	不要
(26)～(31)	防火ダンパー	不要
(32)～(36)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	不要
(37)～(39)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	不要
(40)～(43)	特殊な構造の排煙設備の給気風道	不要
(44)～(45)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	不要
(46)～(49)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	不要
(50)～(52)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	不要

(2) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー

番号	検査項目	検査
(1)～(2)	令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	不要
(3)～(32)	加圧防排煙設備	不要

(3) 令第126条の2第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)～(6)	可動防煙壁	不要

(4) 予備電源

番号	検査項目	検査
(1)～(12)	自家用発電装置の状況	不要
(13)～(17)	自家用発電装置の性能	不要
(18)～(25)	直結エンジンの外観	不要
(26)～(27)	直結エンジンの性能	不要

3. 非常用の照明装置

(1) 照明器具

番号	検査項目	検査
(1)	非常用の照明器具	要

(2) 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)～(2)	予備電源	要
(3)	照度	要
(4)	分電盤	要
(5)	配線	要

(3) 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)～(4)	配線	不要
(5)～(6)	切替回路	不要

(4) 電池内蔵形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)～(2)	配線及び充電ランプ	要

(5) 電源別置形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)～(3)	蓄電池室の状況	不要
(4)～(6)	蓄電池の性能	不要
(7)～(8)	充電器	不要

(6) 自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)～(12)	自家用発電装置の状況	不要
(13)～(17)	自家用発電装置の性能	不要

津雲台2団地：国際学生宿舎

1. 換気設備

(1) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室
(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)

番号	検査項目	検査
(1)～(8)	換気設備の外観	不要
(9)～(11)	換気設備の性能	不要
(12)～(16)	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	不要
(17)～(22)	空気調和設備の性能	不要

(2) 換気設備を設けるべき調理室等

番号	検査項目	検査
(1)～(8)	自然換気設備及び機械換気設備	不要
(9)	自然換気設備	不要
(10)～(13)	機械換気設備	不要

(3) 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等

番号	検査項目	検査
(1)～(9)	防火ダンパー等	不要

2. 機械排煙設備

(1) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)～(5)	排煙機の外観	不要
(6)～(10)	排煙機の性能	不要
(11)～(15)	機械排煙設備排煙口の外観	不要
(16)～(17)	機械排煙設備排煙口の性能	不要
(18)～(20)	機械排煙設備排煙口の性能(※1)	不要
(21)～(25)	機械排煙設備の排煙風道	不要
(26)～(31)	防火ダンパー	不要
(32)～(36)	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	不要
(37)～(39)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	不要
(40)～(43)	特殊な構造の排煙設備の給気風道	不要
(44)～(45)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	不要
(46)～(49)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	不要
(50)～(52)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	不要

(2) 令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー

番号	検査項目	検査
(1)～(2)	令第123条第3項第一号に規定する付室、令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	不要
(3)～(32)	加圧防排煙設備	不要

(3) 令第126条の2第1項に規定する居室等

番号	検査項目	検査
(1)～(6)	可動防煙壁	不要

(4) 予備電源

番号	検査項目	検査
(1)～(12)	自家用発電装置の状況	不要
(13)～(17)	自家用発電装置の性能	不要
(18)～(25)	直結エンジンの外観	不要
(26)～(27)	直結エンジンの性能	不要

3. 非常用の照明装置

(1) 照明器具

番号	検査項目	検査
(1)	非常用の照明器具	要

(2) 電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)～(2)	予備電源	要
(3)	照度	要
(4)	分電盤	要
(5)	配線	要

(3) 電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)～(4)	配線	不要
(5)～(6)	切替回路	不要

(4) 電池内蔵形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)～(2)	配線及び充電ランプ	要

(5) 電源別置形の蓄電池

番号	検査項目	検査
(1)～(3)	蓄電池室の外観	不要
(4)～(6)	蓄電池の性能	不要
(7)～(8)	充電器	不要

(6) 自家用発電装置

番号	検査項目	検査
(1)～(12)	自家用発電装置の状況	不要
(13)～(17)	自家用発電装置の性能	不要

建築基準法第12条第3項の規定に基づき毎年行う防火設備(防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)の検査仕様

- ・防火設備の検査仕様は参考資料であり、法に基づき設備の有無を確認すること。
- ・以下の表における「番号」は、国土交通省告示第723号に定められている点検項目に対応している。

1. 防火扉

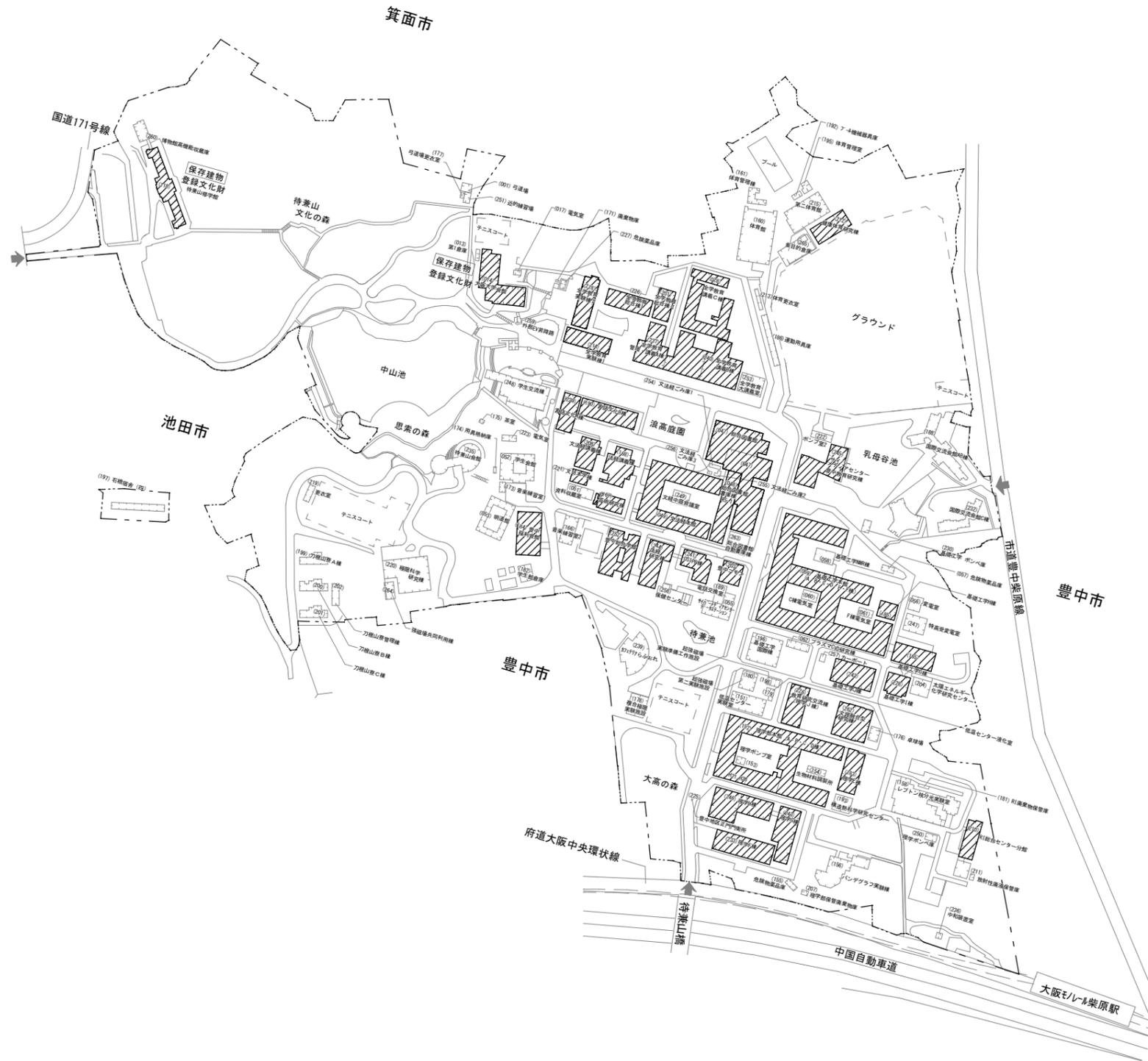
番号	検査項目		検査
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	要
(2)~(3)		扉、枠及び金物	要
(4)		危害防止装置	要
(5)~(6)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	要
(7)		温度ヒューズ装置	要
(8)~(11)		連動制御器	要
(12)~(13)		連動機械用予備電源	要
(14)~(15)		自動閉鎖装置	要
(16)~(17)	総合的な作動の状況		要

2. 防火シャッター

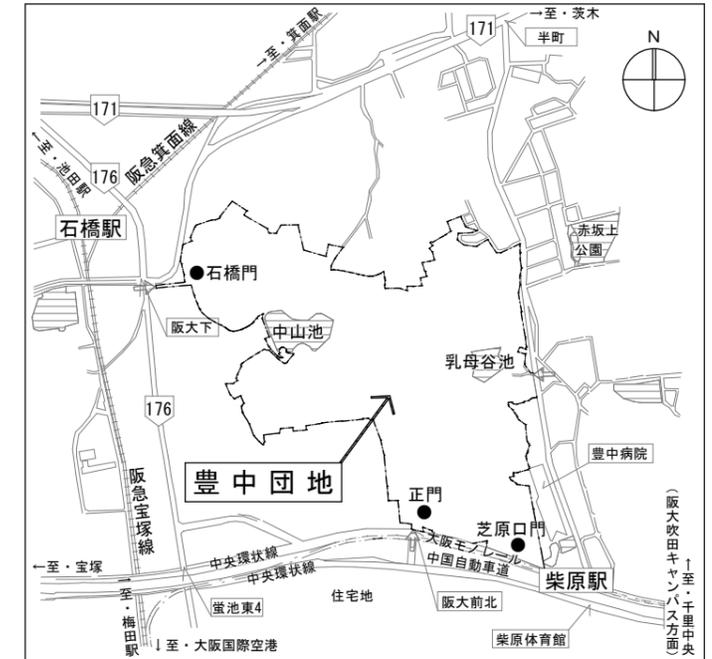
番号	検査項目		検査
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	要
(2)~(5)		駆動装置((2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る)	要
(6)~(7)		カーテン部	要
(8)		ケース	要
(9)		まぐさ及びガイドレール	要
(10)~(14)		危害防止装置	要
(15)~(16)	連動機構	煙感知器、熱煙融合式感知器及び熱感知器	要
(17)		温度ヒューズ装置	要
(18)~(21)		連動制御器	要
(22)~(23)		連動機械用予備電源	要
(24)		自動閉鎖装置	要
(25)		手動閉鎖装置	要
(26)~(27)	総合的な作動の状況		要

3. 耐火クロススクリーン

番号	検査項目		検査
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	要
(2)		駆動装置	要
(3)~(4)		カーテン部	要
(5)		ケース	要
(6)		まぐさ及びガイドレール	要
(7)~(11)		危害防止装置	要
(12)~(13)		連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器
(14)~(17)	連動制御器		要
(18)~(19)	連動機構要予備電源		要
(20)	自動閉鎖装置		要
(21)	手動閉鎖装置		要
(22)~(23)	総合的な作動状況		要

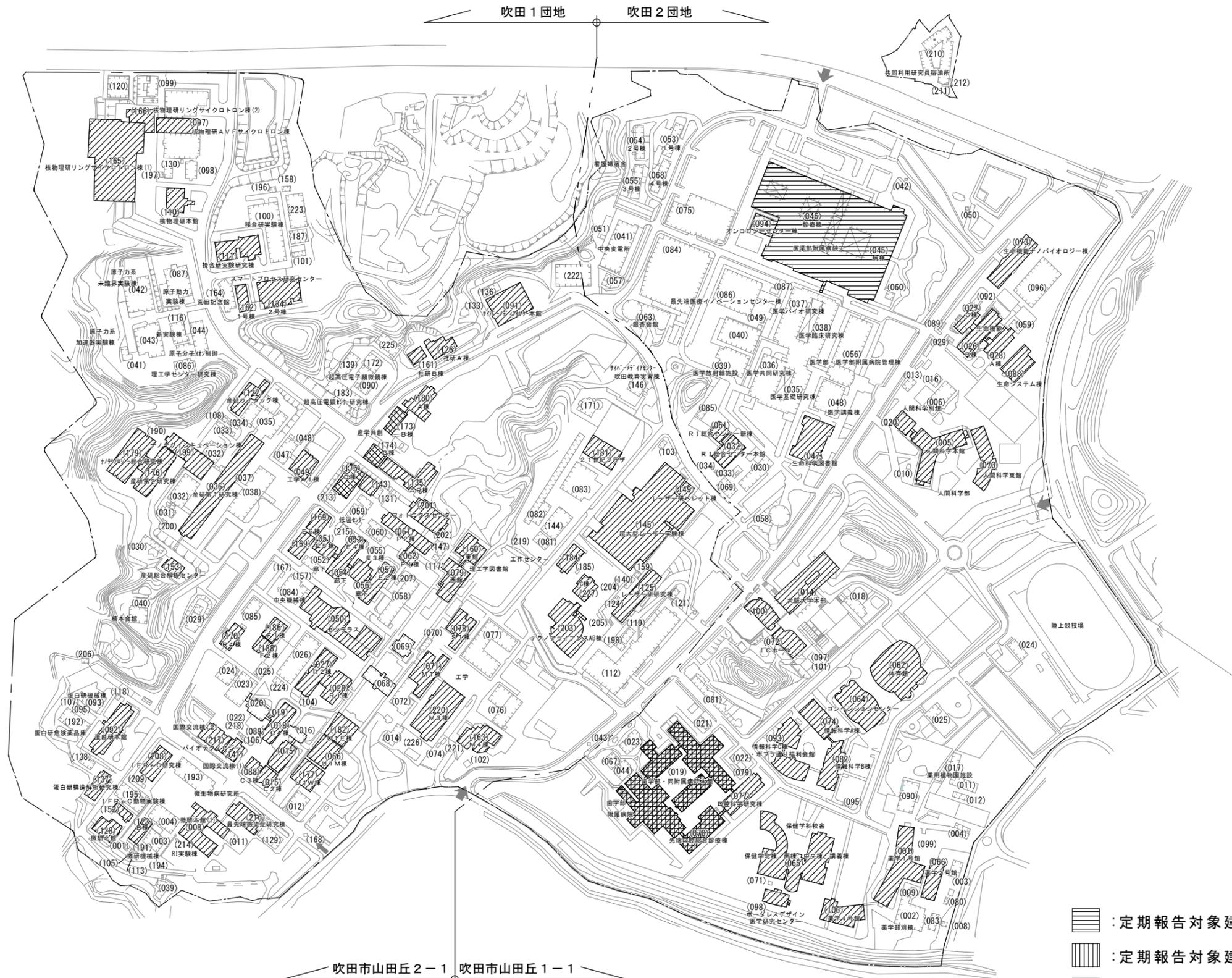


案内図



豊中団地配置図 S = 1 / 5,000

- (該当なし) : 定期報告対象建物 (特定建築物) を示す。
- (該当なし) : 定期報告対象建物 (建築設備) を示す。
- : 定期報告対象建物 (防火設備) を示す。
- (該当なし) : 建築物外壁診断調査を示す。

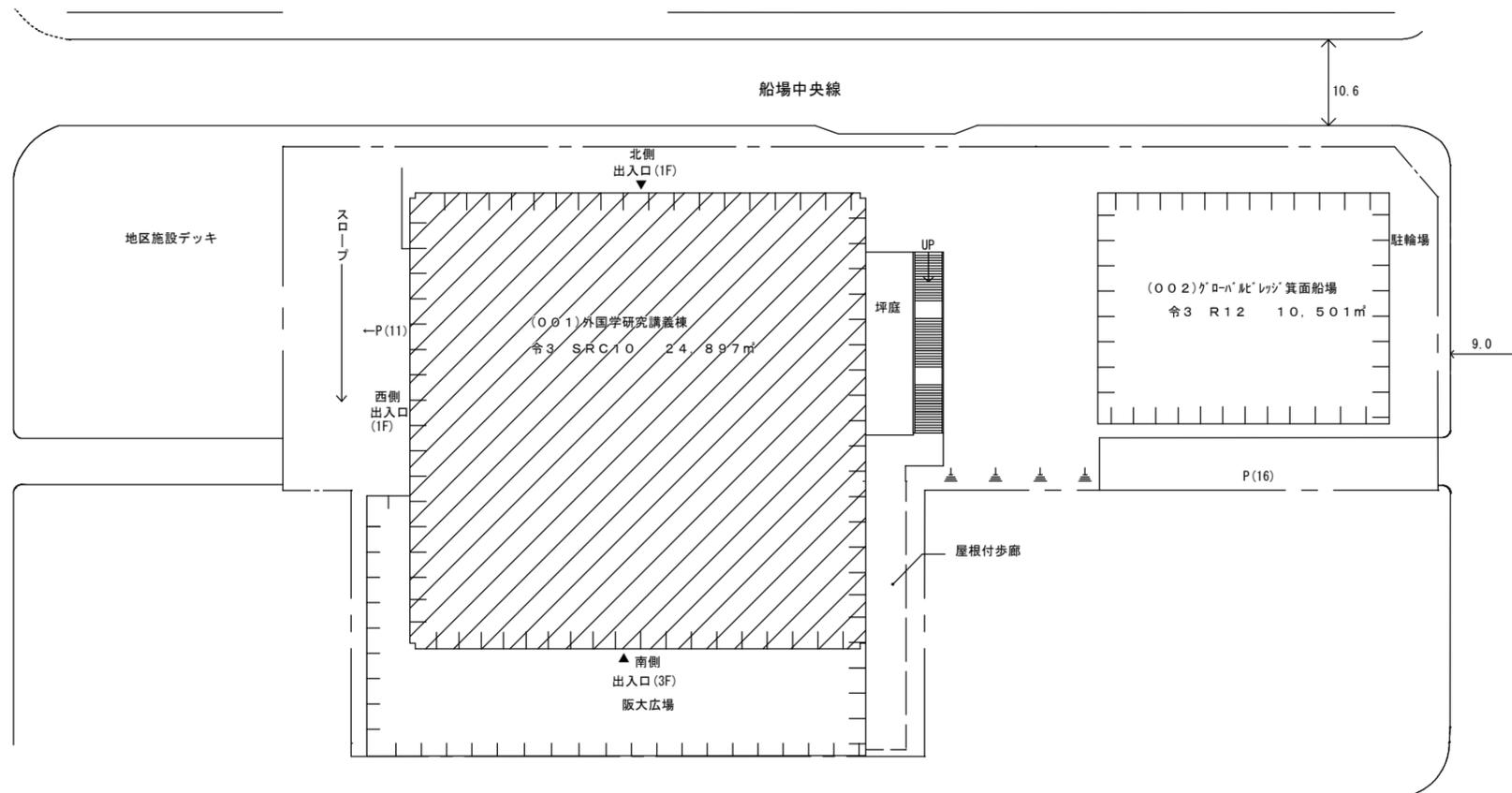
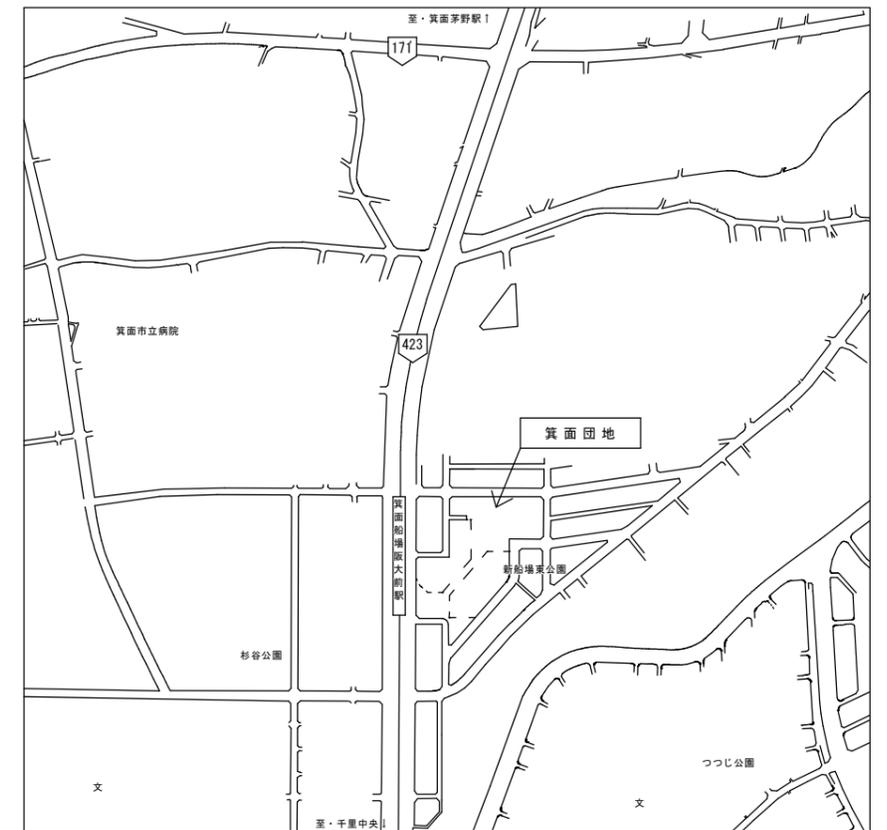


-  : 定期報告対象建物（特定建築物）を示す
-  : 定期報告対象建物（建築設備）を示す。
-  : 定期報告対象建物（防火設備）を示す。
-  : 建築物外壁診断調査を示す。

吹田団地配置図 S = 1 / 5,000

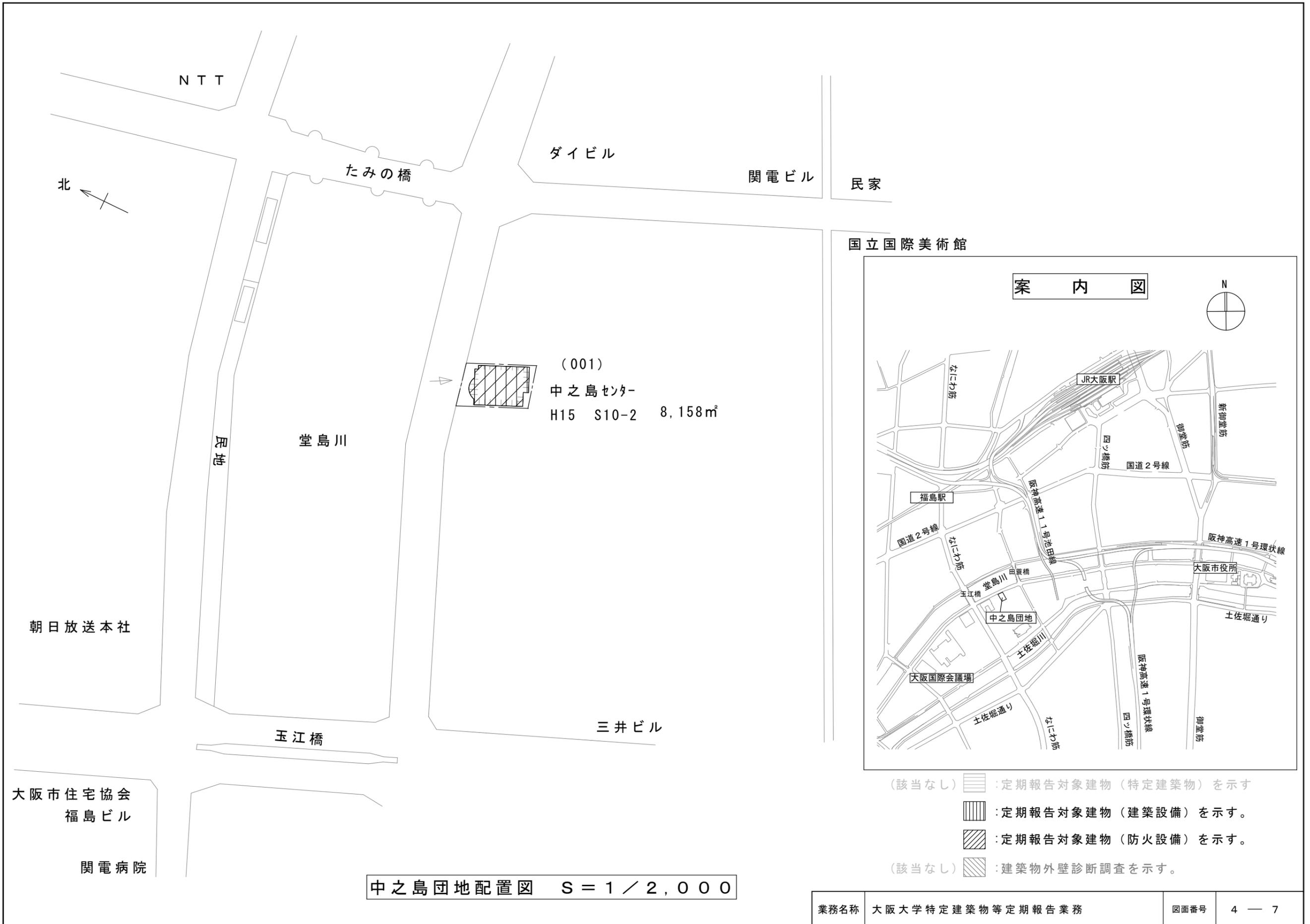
S=1:2000

案内図

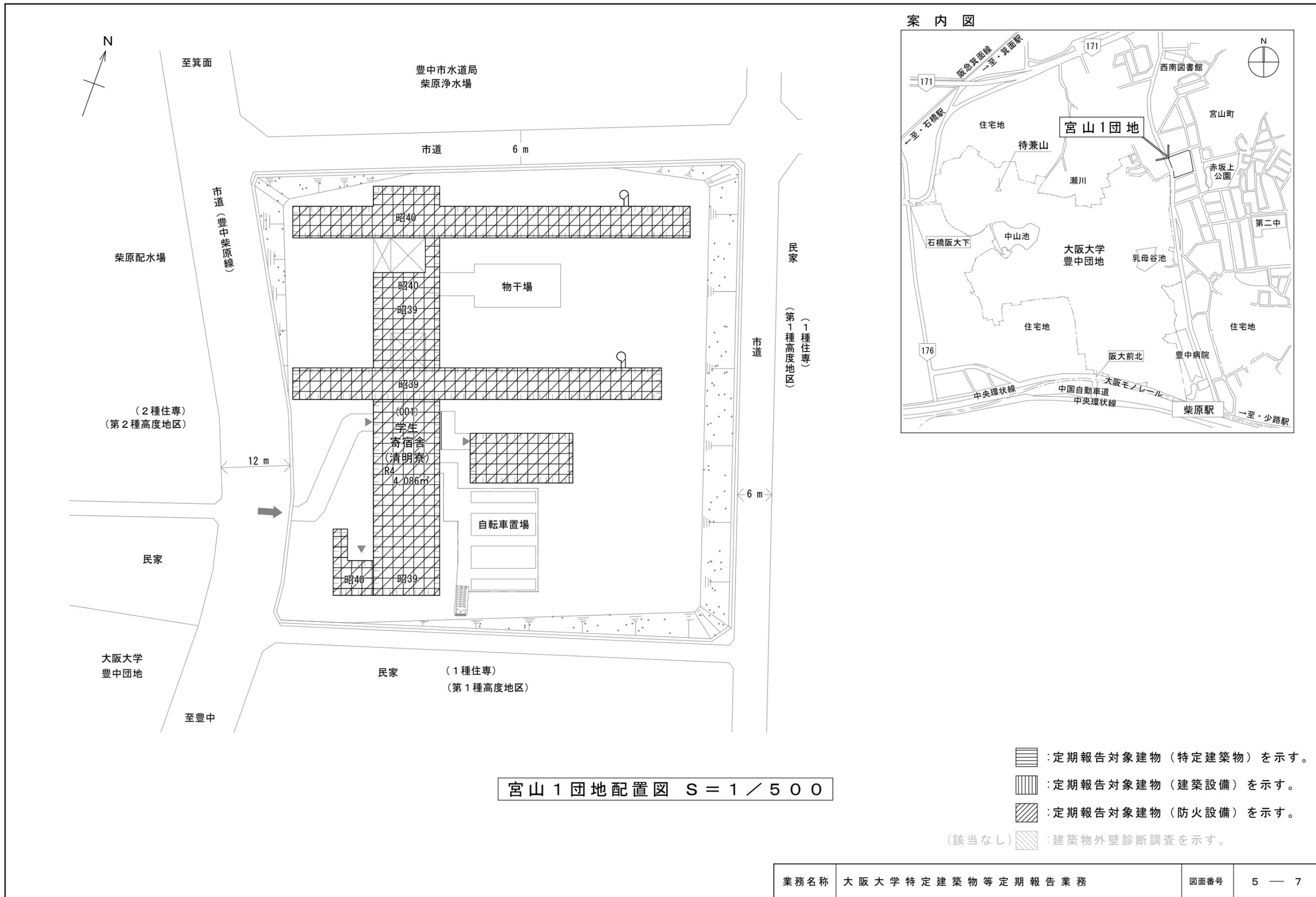


箕面団地 配置図 SCALE=1:2,000

- (該当なし)  : 定期報告対象建物 (特定建築物) を示す。
- (該当なし)  : 定期報告対象建物 (建築設備) を示す。
-  : 定期報告対象建物 (防火設備) を示す。
- (該当なし)  : 定期報告対象建物 (特定建築物) を示す。

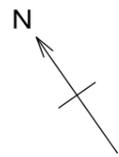


業務名称	大阪大学特定建築物等定期報告業務	図面番号	4 — 7
------	------------------	------	-------

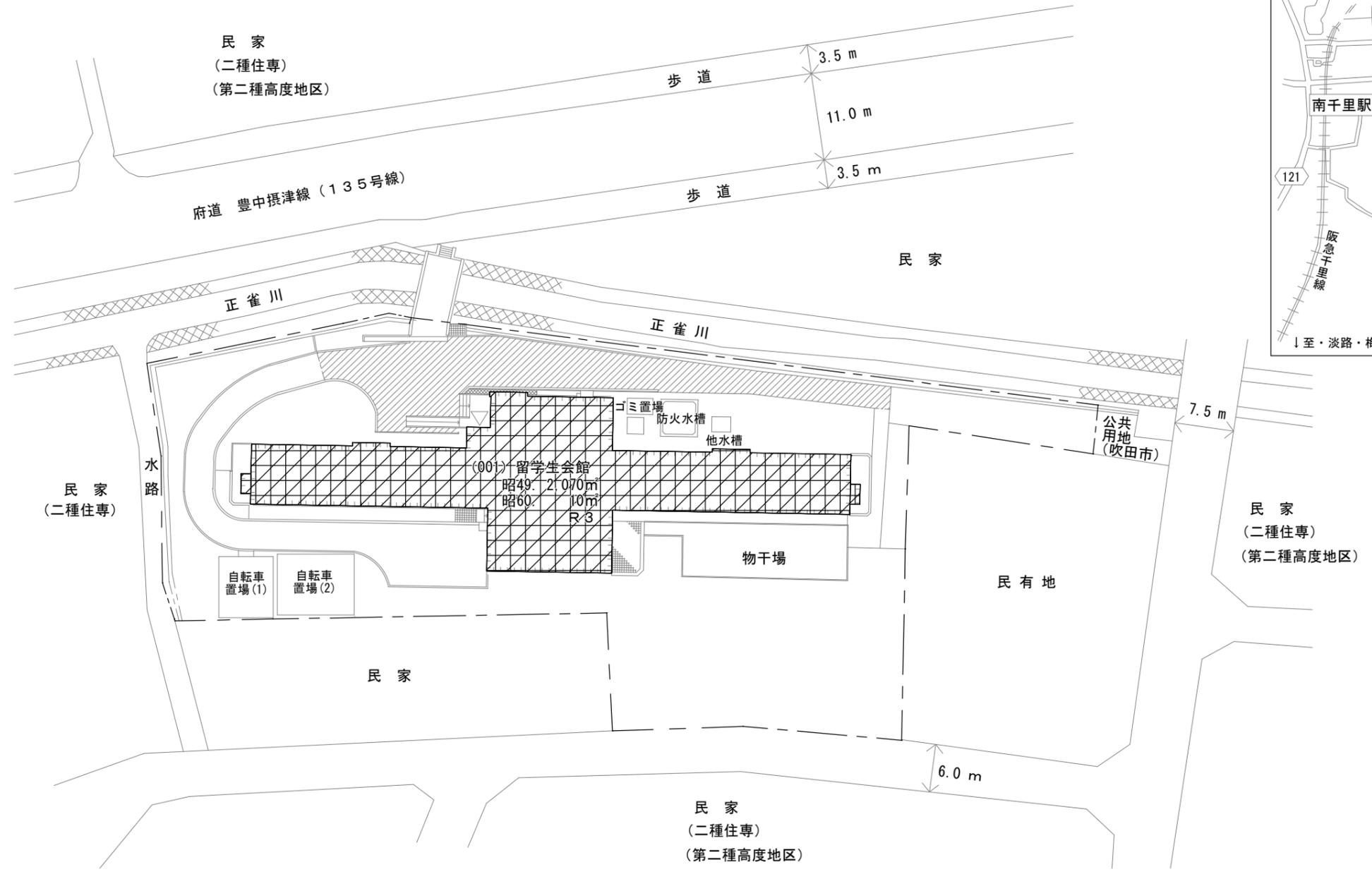


宮山1団地配置図 S = 1 / 500

-  : 定期報告対象建物（特定建築物）を示す。
-  : 定期報告対象建物（建築設備）を示す。
-  : 定期報告対象建物（防火設備）を示す。
- (該当なし)  : 建築物外壁診断調査を示す。



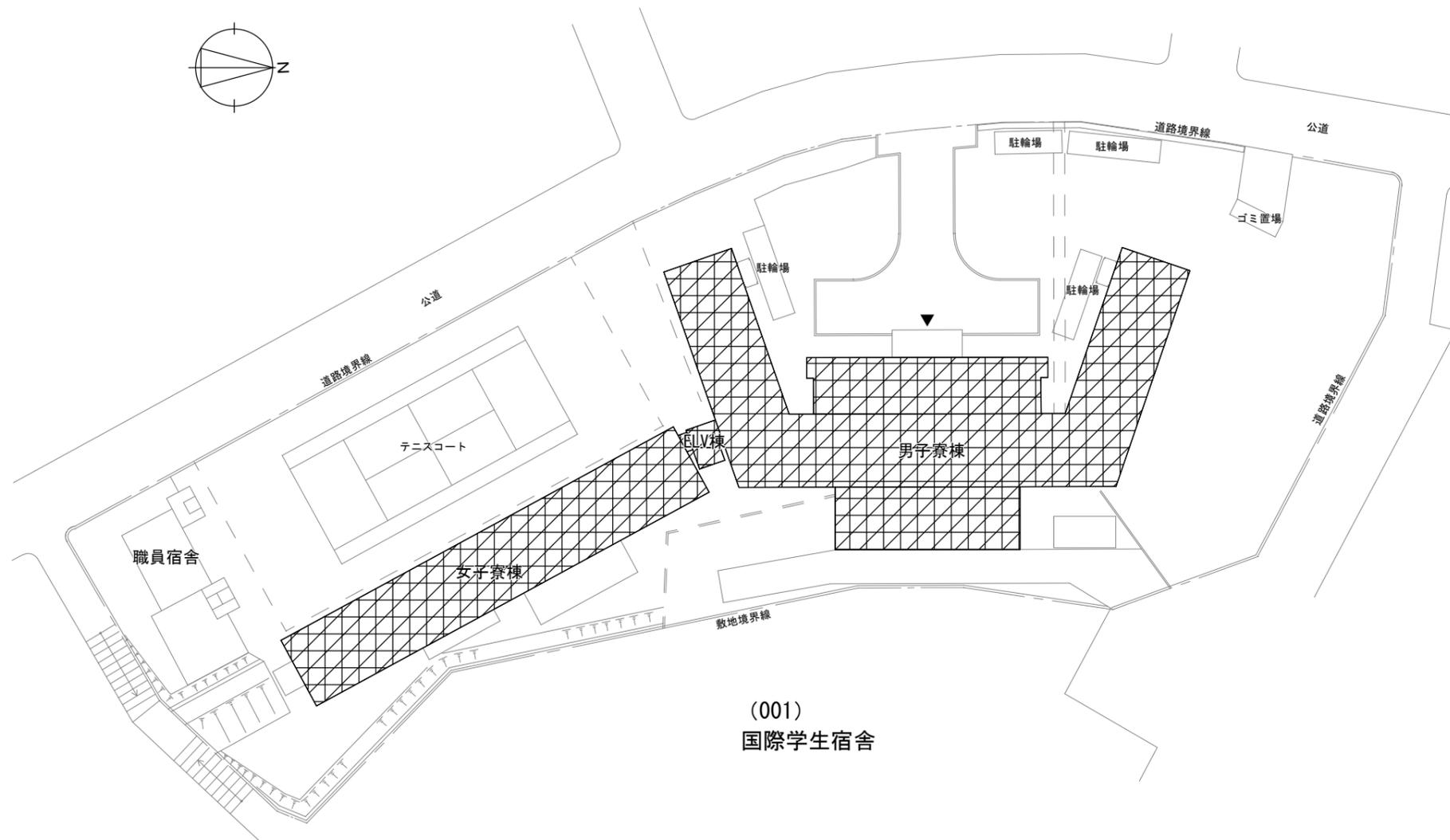
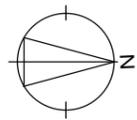
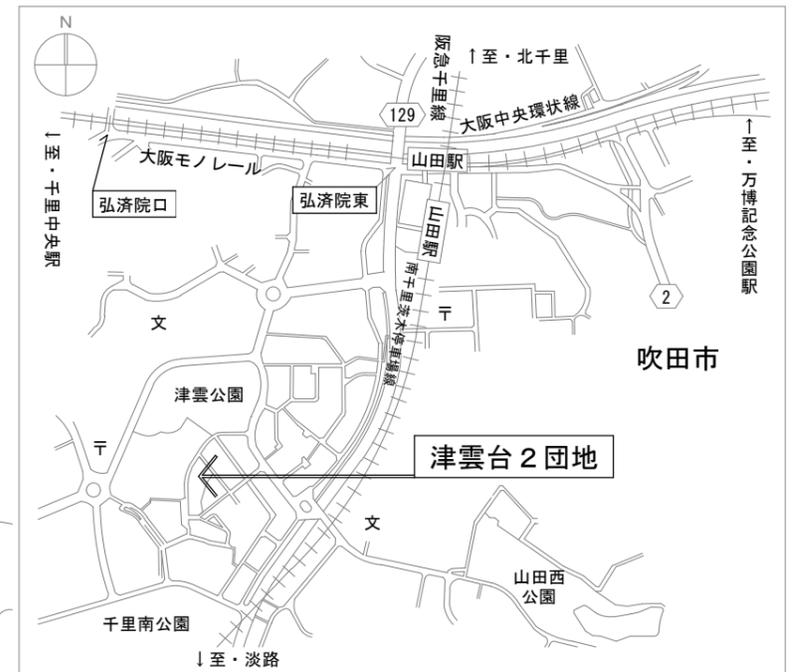
案内図



山田団地配置図 S = 1 / 600

- : 定期報告対象建物 (特定建築物) を示す。
- : 定期報告対象建物 (建築設備) を示す。
- : 定期報告対象建物 (防火設備) を示す。
- (該当なし) : 建築物外壁診断調査を示す。

案内図



津雲台 2 団地 配置図 S = 1 / 5 0 0

- : 定期報告対象建物（特定建築物）を示す。
- : 定期報告対象建物（建築設備）を示す。
- : 定期報告対象建物（防火設備）を示す。
- (該当なし) : 建築物外壁診断調査を示す。

第2号様式

見 積 書

調達件名：大阪大学特定建築物等定期報告業務

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた設計業務委託契約要項を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

業務委託契約書（案）

業 務 名 大阪大学特定建築物等定期報告業務

委託報酬の額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託報酬の額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 田中 学 と 受注者 との間において、上記の業務について、上記の委託報酬の額で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

第1条 受注者は、別冊の業務委託仕様書に従い、業務を完了するものとする。

第2条 業務は、吹田市山田丘1番1号（国立大学法人大阪大学吹田団地構内）他（詳細は業務委託仕様書を参照）において実施するものとする。

第3条 業務の着手時期は、令和 年 月 日とする。

第4条 業務の完了期限は、令和6年2月29日とする。

第5条 受注者は発注者に対し、業務完了通知書を国立大法人大阪大学施設部企画課施設経理係に送付する方法で交付するものとする。

第6条 委託報酬は、1回に支払うものとする。

第7条 委託報酬は、業務の完了確認及び成果物の引渡し後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 委託報酬の請求書は、国立大学法人大阪大学施設部企画課施設経理係に送付するものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 この契約についての一般的約定事項は、別添の設計業務委託契約要項によるものとする。

第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者と受注者が、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し当事者各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者

吹田市山田丘1番1号

国立大学法人大阪大学

理事 田中 学

受注者